

令和6年6月1日

「通所リハビリテーション・介護予防通所リハビリテーション」
重要事項説明書

国際医療福祉大学塩谷病院
しおや通所リハビリテーション

当事業所は介護保険の指定を受けています。
(栃木県指定 第 0915210215 号)

当事業所はご利用者に対して通所リハビリサービス及び介護予防通所リハビリサービスを提供します。事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次の通り説明します。

※当サービスの利用は、原則として要介護認定の結果「要支援」「要介護」と認定された方が対象となります。要介護認定をまだ受けていない方でもサービスの利用は可能です。

◇◆目次◆◇

1. 事業者	2
2. 事業所の概要	2
3. 事業実施地域及び営業時間	2
4. 職員の配置状況	3
5. 当事業所が提供するサービスと利用料金	3
6. サービス利用に関する留意事項	5
7. 苦情の受付・利用者等からの意見を把握する体制・第三者評価の実施状況について	6
8. 守秘義務等について	6
9. 非常災害対策について	7
10. 緊急時の対応方法について	7
11. 事故発生時の対応方法について	7

1. 事業者

- (1) 法人名 学校法人国際医療福祉大学
- (2) 法人所在地 栃木県大田原市北金丸 2600 番 1
- (3) 電話番号 0287-24-3000
- (4) 代表者氏名 理事長 高木 邦格
- (5) 設立年月 平成 7 年 4 月 1 日

2. 事業所の概要

- (1) 種類 通所リハビリ事業所・平成 21 年 4 月 1 日指定 0915210215 号
介護予防通所リハビリ事業所・平成 21 年 4 月 1 日指定 0915210215 号
- (2) 目的 要介護又は要支援状態にある高齢者の体力や耐久力、機能の維持向上、
障害の心理受容を図るだけでなく、介護負担の軽減、生活環境の整備、
社会参加などに努め、その自立生活を支援することを目的とする。
- (3) 名称 国際医療福祉大学塩谷病院（しおや通所リハビリテーション）
- (4) 所在地 栃木県矢板市富田 77
しおや総合在宅ケアセンター内
- (5) 電話番号 0287-43-3666
- (6) 管理者氏名 佐藤 敦久
- (7) 運営方針
 - ①リハビリテーション計画に基づいて、適切なリハビリテーションを行い、利用者の心身の機能の維持回復を図り、利用者が 1 日でも長く居宅での生活を維持できるよう在宅ケアの支援に努めます。
 - ②従業者は、通所リハビリテーションの提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、リハビリテーションの観点から療養上必要とされる事項について、理解しやすいように指導又は説明を行います。
 - ③通所リハビリテーションの提供に当たっては、常に利用者の病状、心身の状況及びその置かれている環境の的確な把握に努め、利用者に対し適切なサービスを提供する。特に、認知症である要介護者に対しては、必要に応じ、その特性に対応したサービス提供ができる体制を整えます。
- (8) 開設年月 平成 25 年 10 月 1 日
- (9) 利用定員 短時間利用 1 単位 12 名とする。
長時間利用 1 単位 40 名とする。

3. 事業実施地域及び営業時間

- (1) 通常の事業の実施地域 矢板市、塩谷町、さくら市
- (2) 営業日及び営業時間
短時間利用：月～土曜日 なお、日曜日・祝祭日および 1/1～1/3 は休業します。
提供時間：①9 時 00 分から 10 時 20 分 ②10 時 40 分から 12 時 00 分

③13時30分から14時50分 ④15時10分から16時30分
長時間利用：月～土曜日 なお、日曜日および1/1～1/3は休業します。

提供時間：9時30分～16時00分の内 6時間以上7時間未満

※送迎の時間により時間の前後はございますが、6時間以上は提供時間を確保します。

4. 職員の配置状況

当事業所では、ご利用者に対し「指定通所リハビリテーション・指定介護予防通所リハビリテーションサービス」（以下「サービス」という。）を提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。（介護予防と兼務）

〈主な職員の配置状況〉 ※職員の配置については、指定基準を遵守しています。

職 種	配置数
1. 事業所長（管理者）	1名
2. 医師	1名以上
3. 理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士又は看護職員若しくは介護職員	6名以上
4. 上記3. の職員の内、理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士	4名以上
5. 管理栄養士	1名

介護職員 …… ご利用者の日常生活上の介護並びに機能訓練を担当します。

理学療法士・作業療法士・言語聴覚士・看護師（准看護師）・若しくは介護職員を6人以上配置しています。

上記に掲げる人員のうち、4人以上は理学療法士・作業療法士・言語聴覚士にします。

〈主な職種の勤務体制〉

勤 務 体 制
勤務時間：8：30～17：30

5. 当事業所が提供するサービスと利用料金

当事業所では、ご利用者に対して以下のサービスを提供します。

当事業所が提供するサービスについて、

- | |
|--------------------------------------------------------------------------|
| (1) 利用料金が介護保険から給付される場合（規定の自己負担割合になります）
(2) 利用料金の全額をご利用者又は保証人に負担いただく場合 |
|--------------------------------------------------------------------------|

(1) 介護保険の給付の対象となるサービス（約款第4条参照）

以下のサービスについては、規定の自己負担割合になります

〈サービスの概要〉

①基本サービス

- ・通常の集団機能訓練、生活介護（ADL確認、排泄等の介助等）をさせていただきます。

②入浴

- ・入浴又は清拭を行います。機械浴槽を使用して入浴することもできます。

＜サービス利用料金＞（約款第7条参照）

別紙の料金表によって、ご利用者の要介護度に応じたサービス利用料金（自己負担額）をお支払い下さい。

☆ご利用者がまだ要介護認定を受けていない場合には、サービス利用料金の全額をいったんお支払いいただきます。要支援又は要介護の認定を受けた後、自己負担額を除く金額が介護保険から払い戻されます（償還払い）。また、居宅サービス計画が作成されていない場合も償還払いとなります。償還払いとなる場合、ご利用者又は保証人が保険給付の申請を行うために必要となる事項を記載した「サービス提供証明書」を交付します。

（2）介護保険の給付対象とならないサービス（約款第5条）

以下のサービスは、利用料金の全額がご利用者、又は保証人の負担となります。

別紙の料金表によって、サービス利用料金をお支払いください。

＜サービスの概要と利用料金＞

①食事の提供(食事費)

ご利用者に提供する食事の提供にかかる費用です。

②複写物の交付

ご利用者又は保証人は、サービス提供についての記録をいつでも閲覧できますが、複写物を必要とする場合には実費をご負担いただきます。

③日常生活上必要となる諸費用実費

日常生活品の購入代金等ご利用者の日常生活に要する費用でご利用者又は保証人に負担いただくことが適当であるものにかかる費用を負担いただきます。

④送迎料金と範囲

矢板市、さくら市、塩谷町は無料です。

大田原市・那須塩原市・高根沢町にお住まいの方は、別途料金が発生いたします。

別紙資料をご確認ください。

送迎を行わない場合は、減額となります。

⑤キャンセル料

○長時間利用の場合

利用日当日の8:30から9:00までに中止の連絡があった場合：無料

利用日当日の9:00から10:00までに中止の連絡があった場合：予定されていた介護報酬の一割分

利用日当日に10:00以降または連絡が無く利用を中止した場合：予定されていた介護報酬の一割分及び食事代の自己負担分

○短時間利用の場合

利用時間の1時間前までに中止の連絡があった場合：無料

利用時間の1時間前を過ぎての中止連絡、また連絡無く利用を中止した場合：予定さ

れていた介護報酬の一分

※利用開始時間が9:00からの方については8:30までのご連絡で無料となります。

※介護予防の方については、月額定額のためキャンセル料は発生しません。

(3) 利用料金のお支払い方法 (約款第7条参照)

前記(1)、(2)の料金・費用は、サービス利用翌月に、銀行口座引落とし又は現金でお支払い下さい。

(4) 利用の中止、変更、追加 (約款第8条参照)

○利用予定日の前に、ご利用者又は保証人の都合により、通所リハサービスの利用を中止又は変更、もしくは新たなサービスの利用を追加することができます。この場合にはサービスの実施日の前日までに居宅介護支援事業者等に申し出て下さい。

○サービス利用の変更・追加の申し出に対して、当事業所の稼働状況によりご利用者の希望する期間にサービスの提供ができない場合、他の利用可能日時を、ご利用者又は保証人、居宅介護支援事業者等に提示して協議します。

6. サービスの利用に関する留意事項

(1) 施設・設備の使用上の注意 (約款第12条参照)

○施設、設備、敷地をその本来の用途に従って利用して下さい。

○故意に、又はわずかな注意を払えば避けられたにもかかわらず、施設、設備を壊したり、汚したりした場合には、ご利用者又は保証人に自己負担により原状に復していただくか、又は相当の代価をお支払いいただく場合があります。

○当事業所の職員や他の利用者に対し、迷惑を及ぼすような宗教活動、政治活動、営利活動を行うことはできません。

○当事業所サービス利用開始時に介護保険証をご提示ください。介護保険証の認定有効期間が切れ、新たな有効期間の介護保険証が届いた場合も、同様にご提示ください。

○貴重品や多額の金銭は、紛失等のトラブルの原因となりますので、持ち込まない様お願いいたします。当施設内での金銭のトラブルについては当施設では責任を負いかねます。

(2) 送迎サービス利用時の施設の責任範囲

○送迎サービスの利用範囲は利用者宅の玄関から施設、施設から利用者宅の玄関までといたします。状況により屋内のベッド又は居間までお送りすることのご相談には応じますが、責任範囲は前述のとおりとさせていただきます。

○利用者の帰宅時、ご家族等が留守の場合、ご家族等が帰宅されるまでの間の事故・怪我等についても同様といたします。

(3) 喫煙

当事業所は全館、敷地内全面禁煙となっています。ご了承下さい。

7. 苦情の受付・利用者等の意見を把握する体制・第三者評価の実施状況について

(1) 当事業所における苦情の受付

当事業所における苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付けます。

○電話番号 0287-43-3666 田代 竜馬 (理学療法士)

○受付時間 毎週月曜日～土曜日 8:30～17:30

お受けしました苦情につきましては、事務所内に設置してあります会議に諮り、対応いたします。(約款第20条参照)

(2) 行政機関その他苦情受付機関

矢板市健康福祉部 高齢対策課	所在地 栃木県矢板市本町5番4号 電話番号・FAX 0287(43)3896・0287(43)5404 受付時間 8:30～17:15
さくら市市民福祉部 保険高齢対策課	所在地 栃木県さくら市氏家2771 電話番号・FAX 028(681)1116・028(682)2446 受付時間 8:30～17:30
塩谷町保健福祉部 保健福祉課	所在地 栃木県塩谷郡塩谷町玉生741 電話番号・FAX 0287(45)1119・0287(41)1014 受付時間 8:30～17:15
栃木県国民健康保険団体 連合会	所在地 宇都宮市本町3番9号 栃木県本町合同ビル6階 電話番号・FAX 028(622)7242・028(622)7281 受付時間 9:00～16:00
栃木県国運営適正化委員会	所在地 宇都宮市若草1-10-6 とちぎ福祉プラザ内 電話番号・FAX 028(622)2941・028(622)2316 受付時間 9:00～16:00

(3) アンケート調査、意見箱等利用者の意見等を把握する取組 あり

(4) 第三者評価の実施 なし 結果の公表 なし

8. 守秘義務等について (約款第11条参照)

(1) 事業者の守秘義務

事業者、サービス従事者又は従業員は、居宅介護支援を提供する上で知り得たご利用者又は保証人等に関する事項を正当な理由なく第三者に漏洩しません。この守秘義務は、本契約の終了した後も継続します。

(2) 個人情報の取り扱い

1 事業者は、ご利用者に医療上、緊急の必要性がある場合には、医療機関等にご利用者に関する心身等の情報を提供できるものとします。

2 前項にかかわらず、次の各号について個人情報の使用、提供、収集については、ご利用者及び保証人からは、「国際医療福祉大学塩谷病院通所リハビリテーション利用同意書」上で、その同意を得ます。

一 介護保険サービス利用のための市町村、その他サービス提供事業者への情報提供、あるいは適切な在宅療養のための医療機関への療養情報の提供

二 介護保険サービスの質の向上のために、学会、研究会等での事例研究発表等。
なお、この場合でも、ご利用者個人を特定できないように仮名等を使用することを厳守します。

9. 非常災害対策について

(1) 事業所に災害対策に関する担当者（防火・防災管理者）を置き、非常災害対策に関する取組を行ないます。

災害対策に関する担当者（防火・防災管理者）職・氏名

：国際医療福祉大学塩谷病院 事務部部长 伊藤 カツイ

(2) 非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に従業員に周知します。

(3) 定期的に（毎年2回）避難、救出その他必要な訓練を行ないます。

(4) 災害が発生した場合、又は事前に災害が予測される場合（台風、水害、積雪、路面凍結等）は、状況により営業休止、短縮営業となる場合があります。

10. 緊急時の対応方法について

サービス提供中に、利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師への連絡を行なう等の必要な措置を講じるとともに、利用者が予め指定する連絡先にも連絡します。

11. 事故発生時の対応方法について

利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合は、市町村・利用者の家族等に連絡を行なうとともに、必要な措置を講じます。

また、利用者に対するサービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行ないます。

【市町村(保険者)の窓口】	所在地	栃木県矢板市本町 5-4
	電話番号	0287-43-3896
矢板市役所 高齢対策課	受付時間	8:30～17:15(土日祝休み)

12. 虐待の防止について

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の発生又はその再発を防止するために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

(1) 虐待防止に関する担当者を選定しています。

虐待防止に関する担当者（しおや総合在宅ケアセンター統括・看護師長）吉澤 二郎

(2) 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催し、その結果について従業員に周知徹底を図っています。

(3) 虐待防止のための指針を整備しています。

(4) 従業員に対して、虐待を防止するための定期的な研修を実施しています。

サービス提供中に、当該事業所又は養護者（現に擁護している家族・親族・同居人等）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにこれを市町村に通報します。

1 3. 衛生管理等

事業所において感染症が発生、又はまん延しないように次に掲げる措置を講じます。

- (1) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね 6 月に 1 回以上開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底しています。
- (2) 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備しています。
- (3) 従業者に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的実施します。

1 4. 業務継続計画の策定等について

- (1) 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）を策定し、当該業務継続計画に従って必要な措置を講じます。
- (2) 従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施します。
- (3) 定期的に業務継続計画の見直しを行ない、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。